

公 示

次のとおり参加希望者の募集を行います。

令和3年11月1日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

副理事長 水嶋 智

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 令和3・4年度障害者専門人材紹介業務契約
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和4年11月30日まで
- (3) 契約内容 障害者の採用に係る人材紹介業務

2 参加資格

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「当機構」という。）における「平成31・32・33年度物品購入等競争参加資格確認者」のうち「4 役務提供等^⑫その他」に係る競争参加資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）、もしくは平成31・32・33年度（令和01・02・03年度）全省庁統一資格において、「役務の提供等」（等級及び地域は問わない。）の競争参加資格を有している者であること。
- (3) 参加意思確認書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間において、当機構理事長又は国の各省各庁から「関東甲信地区」において指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の許可を受けた者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者、又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターから認定を受けた認証機関から情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けている者、若しくは個人情報保護法に基づくプライバシーポリシー（個人情報保護方針）を整備し

ている者であること。

- (6) 次のうち、いずれかを（または重複して）保有する者を紹介できる者であること。
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳
 - ・療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療養手帳
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第23号）に規定する精神障害者保健福祉手帳
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 仕様書の交付

- (1) 日時 本公示の日から令和3年11月30日（火）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日。）を除く毎日、10時00分から16時00分（ただし12時00分から13時00分の間を除く）まで。
- (2) 場所
〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー25階
当機構経理資金部会計課
電 話 045-222-9049 FAX 045-222-9047

4 参加意思確認書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和3年11月30日（火）16時00分まで
- (2) 提出先 当機構経理資金部会計課
- (3) 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）すること。
- (4) 添付書類
- ① 参加意思確認書（様式1） 1部
 - ② 職業安定法第30条第1項の許可書の写し 1部
 - ③ 2（5）を満たすことを証明する書類 1部

5 その他

別途配布する「参加意思確認書作成要領」による。

なお、資格審査及び技術提案等の評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

6 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量(工事(設計等の役務を含む。))の名称、場所、期間及び種別)、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- イ 当機構との間の取引高
- ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ア 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(各年度の4月に締結した契約については原則として93日以内)